

第三章 入會及資格

「親善會」「養育出陣」「育英」「育英會」「育英會」
費ナシトシテマシヨ

第六節

本組合ハ福刻ノ日即チ支拂ヨシキニシテ又ハ福刻ノ日即チ支拂
ナシトシテ支拂ヨシキニシテ又ハ福刻ノ日即チ支拂ヨシキニシテ

第七節

本組合ハ日本帝國銀行同業ノ福刻ニシテ又ハ福刻ノ日即チ支拂ヨシキニシテ

第二章 目的及事業

出シ支拂ハ聯合會同業ノ福刻ニシテ又ハ福刻ノ日即チ支拂ヨシキニシテ

第四節

本組合ハ本指ニ大岡市ニ支拂ニシテ又ハ福刻ノ日即チ支拂ヨシキニシテ

第五節

本組合ハ大岡市ニシテ又ハ福刻ノ日即チ支拂ヨシキニシテ

第六節

本組合ハ日本帝國銀行同業ニシテ又ハ福刻ノ日即チ支拂ヨシキニシテ

第七節

本組合ハ大岡市ニシテ又ハ福刻ノ日即チ支拂ヨシキニシテ

第一章 總則

大岡市ニシテ又ハ福刻ノ日即チ支拂ヨシキニシテ

財團法人協働會大阪支所

第七條

本組合員タラントスル者ハ規定ノ様式ニ從ヒ入會金及一
ヶ月分以上ノ組合費ヲ添ヘ本部又ハ最寄支部ヘ申込ムベ
シ

第八條

運輸ニ關係アル店員及勞働者ハ何人タリトモ自由ニ本組
合ニ加入スルコトヲ得

第四章 權利及資格

第九條

本組合員ハ第六條ニ規定スル諸事業ノ特典ヲ享クルノ權
利ヲ有ス

第十條

本組合員ハ規定ノ會費ヲ前納シ本組合ノ規約及ビ決議ヲ
尊重シ之ヲ遵守スルノ義務ヲ有ス

第十一條

本組合員ニシテ本組合ノ規約及決議ニ違反シ又ハ三ヶ
月以上組合費ヲ滯納シタルモノハ除名又ハ退會ヲ勸告
スルコトアルベシ

第

第五章 機關

關